

2018年9月12日

消費者庁消費者制度課意見募集担当御中

適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための 内閣府令（案）及びガイドライン（案）に関する意見

東京消費者団体連絡センター

1. 現行の消費者契約法で法定している以上の監督厳格化を行うべきではありません。

消費者団体訴訟制度の信頼性を確保することは重要ですが、すでに消費者契約法第13条第5項にて適格認定を受けられない事由が定められており、役員欠格事由はかなり悪質性の高いものに限定されています。

今回の「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」改訂案は、特定商取引法にもとづく指示・業務停止命令、景品表示法に基づく措置命令及び食品表示法に基づく指示等、刑事罰にまで至っていない行為（無過失の場合も含む）について、適合命令において当該役員の見解を命ずることも想定しており、このことは新たに欠格事由を定めるに等しいものです。

従来法規制のもとで何ら適格消費者団体の運営をめぐる問題が生じていない中、こうした現行法規制を更に強化するような改訂には反対です。

2. 適格消費者団体の実情をふまえ、財政支援を求めます。

今回の「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」改訂案においては、適格消費者団体の事務所に関する規定が厳格化される方向で提案されています。

しかし、そもそも消費者団体訴訟制度は国による財政支援も手当てされておらず、適格消費者団体は公益的な活動を行っているにもかかわらず関係者のボランティアに依拠した活動をしているのが現状です。そうした中でこのような規定が設けられ、適格消費者団体が既存の事務所改修や新規の事務所探しなどの追加的な業務を担わされるようなことになるとすれば問題です。本当に消費者団体訴訟制度の目的を達成させたいのであれば、被害防止という本来行政が担うべき役割を果たす公的活動を行っている適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対して、設立や認定に向けた活動だけでなく継続的な財政支援がなされるべきです。

以上